

特別養護老人ホーム かもこの風 運営規程

(併設・空床利用型介護予防短期入所生活介護、併設・空床利用型短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人神戸老人ホームが開設する特別養護老人ホームかもこの風 併設・空床利用型（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う併設・空床利用型（介護予防）短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の生活相談員、看護職員、介護職員等の従事者（以下「従業者」という）が要介護状態・要支援状態にある高齢者に対し適正な併設・空床利用型（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の心身の状況もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由または身体的・精神的な負担の軽減を図るために一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に併設・空床利用型（介護予防）短期入所生活介護を提供するものとする。

- 併設・空床利用型（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始に際しては居宅生活の継続という観点にたち、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用者及びその家族の同意を得ることとする。
- 従業者は利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、意欲向上の働きかけ及び自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。また、利用者自らが行うことを基本としたサービスの提供に努める。
- 事業の実施にあたっては保健・医療または福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、併設・空床利用型（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健・医療または福祉サービスを利用できるように必要な支援に努める。介護予防事業においては、指定介護予防支援事業所との連携を密にし、サービスを提供する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 特別養護老人ホーム かもこの風
- 所在地 神戸市東灘区鴨子ヶ原3丁目19-30

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。業務は併設の特別養護老人ホームかもこの風と同じものとする。

- 一 管理者 1名(常勤・専従)
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上(常勤・専従)
利用者及びその家族の日常生活上の相談及び生活支援にあたる。
- 三 介護支援専門員 1名以上(常勤・兼務)
利用者が安心した生活が送れるように自立支援を念頭に置き、施設サービス計画を作成する。
- 四 医師 1名以上(嘱託)
利用者の健康管理を行う。
- 五 看護職員 3名以上
利用者の健康管理や療養上の世話を行う。
- 六 機能訓練指導員 1名(常勤・専従)
利用者の機能訓練を行う。また、他職種への助言・指導を行う。
- 七 介護職員 27名以上(常勤・専従)
利用者の日常生活上の介護ならびに健康保持の為の相談・助言を行う。
- 八 管理栄養士 1名以上(常勤・専従)
利用者の栄養管理、栄養ケアプランの作成を行う。
- 九 事務職員 1名以上(常勤・専従)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日：年中無休
- 2 営業時間：24時間
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用者の定員)

第6条 併設(介護予防)短期入所生活介護事業所の利用定員は10名とする。なお、空床利用型(介護予防)短期入所生活介護事業所の利用定員は70名とする。

(通常の送迎実施地域)

第7条 通常の送迎実施地域は神戸市東灘区、灘区とする。それ以外の地域については相談により対応する。

(併設・空床利用型(介護予防)短期入所生活介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第 8 条 利用者の要介護状況の軽減または悪化の防止に資するよう認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及び日常生活を行うのに必要な支援を適切に行う。

- 2 併設・空床利用型（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料金の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該併設・空床利用型（介護予防）短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスであるときは介護保険法により介護報酬の告示の額とする。（別に定める重要事項説明書に記載されているサービス利用料金参照）
- 3 事業所は法定代理受領サービスに該当しない併設・空床利用型（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料金の額と空床利用型（介護予防）短期入所生活介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 4 事業所は前 2 項の支払いを受ける額のほか次に掲げる費用の支払いを受け取ることができる。（別に定める重要事項説明書に記載されているサービス利用料金参照）

①食費	1620 円※
②居室料金	3060 円※
③利用者が選定する特別な食事費	要した費用の実費
④利用者が選定する特別な居室料金	別に定める重要事項説明書に記載
⑤理髪・美容料金	別に定める重要事項説明書に記載
⑥貴重品の管理費	500 円
⑦複写物の交付費	白黒コピー 1 枚 10 円 カラーコピー 1 枚 50 円
⑧個人情報に係る開示手数料	別に定める重要事項説明書に記載
⑨外出等レクリエーション費	要した費用の実費
⑩利用キャンセル料金	別に定める重要事項説明書に記載
⑪通常を送迎実施地域外への送迎費用	相談にて決定する
⑫契約書第 21 条 2 に関する所定の料金	別に定める重要事項説明書に記載
⑬前 3 号に掲げるもののほか空床利用型（介護予防）短期入所生活介護サービスにおいて供与させる便宜のうち日常生活において通常必要となるものに係る費用にあって、その利用者に負担させることが適当と認められたものに要した費用の実費	

※ 介護保険負担限度額認定証を提示することで減額あり。詳細は重要事項説明書参照。

- 5 事業所は前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得なければならない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は併設・空床利用型（介護予防）短期入所生活介護のサービスを受ける際に次の事項について留意するものとする。

①持込の制限

利用にあたり以下のもの以外は原則持込むことができない。

備品、日常生活を営むにあたり最低限必要な衣類等の日常生活品。

②利用のキャンセルは利用前日までに連絡すること。当日連絡の場合1日分について実費請求します。

③食事のキャンセルについては前日10:00までに申し出があった場合には食事に係る自己負担は減免される。

⑤施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用すること。
- ・故意にまたはわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず施設・設備を汚染・破損させた場合には入居者等の自己負担により原状回復して頂くか相当の代価をお支払い頂きます。
- ・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には利用者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとする。
- ・当施設の職員や他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行う事はできない。

⑥喫煙

敷地内禁煙とする。

(苦情処理の体制)

第10条 提供した指定短期入所生活介護（併設・空床利用型）に関し利用者及びその家族からの要望及び苦情があったときは、迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。

- 2 要望及び苦情の解決責任者は施設長とし、苦情の処理は別に定める「苦情解決に関する規程」で定めます。

(緊急時等における対応方法)

第11条 緊急時の注意事項や病状等については主治医と適時連絡を取り合い対応す

る。主治医の往診が不可能な場合は協力医療機関や救急当番病院などへの対応を行う措置を講じる。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は非常災害対策に備えて消防計画、風水害、地震に対処する計画を作成し、防火管理者または火災、消防等についての責任者を定め定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(虐待防止に向けた体制等)

第 13 条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を選任する。

- (1) 人権擁護委員会を設ける。その責任者は管理者とし担当者は生活相談員とする。
- (2) 人権擁護委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本人人権擁護委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (3) 職員は、年 1 回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(身体拘束防止に向けた体制等)

第 14 条 人権擁護委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針（マニュアル）を作成し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年 2 回以上）開催する。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

(感染症対策)

第 15 条 事業者は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
- (5) 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定する。

(ハラスメント対策)

第 16 条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 事業所は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 職員に対する研修を定期的に行う。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置く。

(記録の整備)

第 18 条 事業所は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。事業所は、入所者に対する処遇の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

- 第 19 条 事業所は本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 一 高齢者虐待防止研修 年 1 回以上
 - 二 身体拘束禁止に係る研修 年 2 回以上
 - 三 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内に実施
 - 四 継続研修 年 2 回以上
- 2 従業者は業務上知り得た入居者または家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれら秘密を守るべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人神戸老人ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、2019 年 10 月 1 日から施行する。
- この規定は、2020 年 6 月 1 日から施行する。
- この規程は、2021 年 8 月 1 日から施行する。
- この規定は、2022 年 7 月 1 日から施行する。
- この規定は、2023 年 4 月 1 日から施行する。
- この規定は、2024 年 8 月 1 日から施行する。